住宅対策委員会の審議内容について

【別紙１】

長岡市附属機関設置条例（抜粋）

(趣旨)

第1条　地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4及び第202条の3の規定に基づく執行機関の附属機関の設置及び担任する事務は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条　附属機関として別表に掲げる機関を置く。

2　附属機関が担任する事務は、別表右欄に掲げる事務とする。

(その他)

第3条　附属機関の組織、運営その他の必要な事項は、執行機関が別に定める。

別表(第2条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 附属機関名 | 附属機関の属する執行機関 | 担任する事務 |
| 長岡市住宅対策委員会 | 市長 | 市長の諮問に応じ、住宅建設及び運営について審議検討し、意見を具申する。 |

の住宅の建設へ

戦後復興期における

住宅ストックの量の絶対的な不足

住宅について

公的機関が提供する住宅の種類（長岡市内に存在するもののみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 公営住宅（市・県営住宅） | 住宅に困窮している低所得者を対象とし、国の補助金を受けて建設された住宅 |
| 市費単独住宅 | 住宅に困窮している低所得者を対象とし、国の補助金を受けず市が単独で建てた住宅 |
| 改良住宅 | 不良住宅が密集する地区の環境整備を目的とした住宅地区改良事業等の実施に伴い、住宅を失う従前の居住者用住宅として整備した住宅 |
| 特定公共賃貸住宅 | 中堅ファミリー層向けに、良好な居住環境の賃貸住宅を提供する目的で建設した住宅 |

建設について（近年の状況）

　・平成18~19年　中越大震災の被災者住宅建設（長岡・山古志・小国・川口地域）

　・平成21~26年　稲葉団地の建替

　⇒今後は、既存建物の長寿命化の方向へ

運営について

　・住宅困窮度判定基準の制定　→　入居判定（現在は事務局で実施し、委員会に報告）

　・社会情勢の変化に合わせた運用方法の審議検討

平成30年度の関連事業

長岡市住宅政策マスタープランの改定